

	No.	項目名	単位	水質基準値	水道水			原水	
					浄水 (本城浄水場内)	犬吠埼 (本城系)	猿田町 (企業団系)	高田川 (白石取水場)	黒部川 (新宿取水場)
水道が有すべき性状に関連する項目	38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	300mg/l以下	78	80	81	146	78
	39	蒸発残留物	mg/l	500mg/l以下	194	196	206	355	233
	40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
	41	ジェオスミン	mg/l	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002	0.000003
	42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000003	0.000003
	43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	44	フェノール類	mg/l	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	3mg/l以下	1.1	1.2	0.7	3.6	3.0
	46	pH値	—	5.8以上8.6以下	7.3	7.4	7.4	7.7	8.0
	47	味	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	—	—
	48	臭気	—	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	藻臭	藻臭、カビ臭
	49	色度	度	5度以下	1.1	1.0未満	1.0未満	23.1	17.5
	50	濁度	度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.10	10.9	10.8
51	残留塩素	mg/l	0.1mg/l以上	0.9	0.5	0.4	—	—	

注1 表中の「〇〇未満」表示は定量限界値のためです。

注2 51の残留塩素は水質基準ではありませんが、水道法施行規則で衛生上必要な措置として定められています。

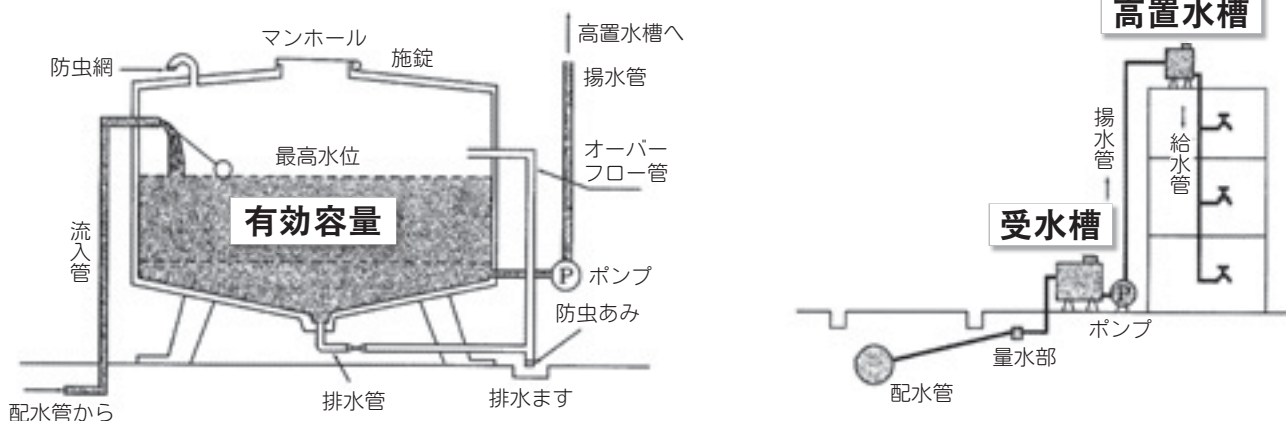
貯水槽(受水槽や高置水槽)を設置されている方へ

ビル、アパート、学校、病院などの多くは、水道水を受水槽にいったん受けて、使用者に配水しています。

これらのうち、有効容10^mを超える受水槽を設置されている方(設置者)は、法令により毎年1回、国の登録を受けた検査機関の検査を受け、定期的な点検や清掃が義務付けられています。

有効容量10^m以下の受水槽を設置されてる方は、法令による義務付けはありませんが、いつでも安全で安心な水を利用できるように、年1回以上の清掃と水の色、味、臭いなどの点検をお願いします。また、マンホールのふたのカギや防虫網などにも異常がないか確認をお願いします。

〔貯水槽を利用した水道のしくみ〕



くわしいことは、水道課給水装置係 ☎(24) 8181 内線239 へお問合せください。